

## ブラジル知的財産ニュース（月報）

Vol. 28（2019年2月分）

2019年3月11日発行

日付	2019年2月5日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Folha de São Paulo	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="https://www1.folha.uol.com.br/poder/2019/02/grupo-de-alexandre-frota-ganha-a-marca-mbl-e-movimento-reage.shtml">https://www1.folha.uol.com.br/poder/2019/02/grupo-de-alexandre-frota-ganha-a-marca-mbl-e-movimento-reage.shtml</a>			
タイトル	アレシヤンドレ・フロッタ氏の派閥が MBL 運動の商標を獲得し、運動側が応酬			

日付	2019年2月6日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	ブラジル産業財産庁（INPI）	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="http://www.inpi.gov.br/noticias/aberta-consulta-publica-sobre-diretrizes-de-exames-de-patentes-em-biotecnologia">http://www.inpi.gov.br/noticias/aberta-consulta-publica-sobre-diretrizes-de-exames-de-patentes-em-biotecnologia</a>			
タイトル	バイオテクノロジー特許の審査基準に関するパブリックコメントの募集を開始			
要約	ブラジル産業財産庁（INPI）は、バイオテクノロジー分野の出願特許の新たな審査基準に関するパブリックコメントの募集を開始した。2月6日付の連邦官報に公示されたもので、60日間にわたり意見の募集を行なう。この新たな審査基準は、2015年付 INPI 決議第 144 号の一部規定を改めるもの。意見提出を行なう場合は、指定されたメールアドレスに送付すること。募集期間の終了後、INPI は寄せられたコメント内容と最終的な基準内容を公表する。			

日付	2019年2月6日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	ブラジル産業財産庁（INPI）	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="http://www.inpi.gov.br/noticias/inpi-e-governo-britanico-discutem-nova-fase-de-cooperacao">http://www.inpi.gov.br/noticias/inpi-e-governo-britanico-discutem-nova-fase-de-cooperacao</a>			
タイトル	INPI、英国政府と協力事業の次期フェーズに関し協議			
要約	ブラジル産業財産庁（INPI）は2月6日、在ブラジル英国大使館及び在サンパウロ英国総領事館の代表者らの訪問を受け、Prosperity Fund の資金援助スキームを用いた英国政府との協力事業の第2フェーズに関する協議を行った。これは INPI のサービス改善を目指す協力活動の実施を目的としたもの。具体的には、特許審査プロセスのマッピング、並びにブラジル産業開発庁（ABDI）と共同での実施を見込んでいる事業の次期フェーズの基礎方針の策定を目的に将来的に外部コンサルタントを起			

	用することに関して話し合われた。
--	------------------

日付	2019年2月6日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Jornal da USP	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="https://jornal.usp.br/atualidades/redacao-de-patentes-precisa-de-aperfeicoamento-no-brasil/">https://jornal.usp.br/atualidades/redacao-de-patentes-precisa-de-aperfeicoamento-no-brasil/</a>			
タイトル	ブラジルにおける特許文書の改善が課題			

日付	2019年2月6日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト O Estado de São Paulo	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="https://politica.estadao.com.br/blogs/fausto-macedo/a-adocao-do-protocolo-de-madri/">https://politica.estadao.com.br/blogs/fausto-macedo/a-adocao-do-protocolo-de-madri/</a>			
タイトル	マドリッド協定への批准と 2018 年付法令第 10,920 号			

日付	2019年2月8日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="http://www.inpi.gov.br/noticias/procurador-federal-marco-di-iulio-assume-coordenacao-geral-juridica-de-pi">http://www.inpi.gov.br/noticias/procurador-federal-marco-di-iulio-assume-coordenacao-geral-juridica-de-pi</a>			
タイトル	マルコ・ディ・イウリオ連邦検事、知的財産司法統括運営検事部長に就任			
要約	マルコ・ディ・イウリオ連邦検事が、2月8日、ブラジル産業財産庁 (INPI) に設置された連邦特別検察庁 (PFE) 知的財産司法統括運営検事部長 (CGPI) に就任した。同氏は 2014 年以来、第二管区連邦検察部の最終決定センターにおいて知的財産関連審理を担当し、2008~2013 年には同部のコーディネイターも務めた。就任の席で、同氏は INPI の幹部らと協力し、国内の 150 を超す公的機関の活動に関する展望を得るに至った自らの争議担当経験を活かし、同庁の最終決定活動の改善に貢献したいとの意欲を示した。			

日付	2019年2月11日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="http://www.inpi.gov.br/noticias/claudio-vilar-furtado-e-nomeado-presidente-do-inpi">http://www.inpi.gov.br/noticias/claudio-vilar-furtado-e-nomeado-presidente-do-inpi</a>			
タイトル	クラウジオ・ヴィラルール・フルタード氏が INPI 長官に任命される			
要約	2月11日付の連邦官報 (DOU) にて、クラウジオ・ヴィラルール・フルタード氏のブラジル産業財産庁 (INPI) 長官への任命が公示された。フルタード氏は、ジェツურიオ・ヴァルガス財団 (FGV) のサンパウロ企業経営学校 (EAESP) で教授を務める。リオデジャネイロ連邦大学 (UFRJ) 経済学士、FGV 経営学修士、シカゴ大学経済 MBA 及び財政学博士、EAESP-FGV 経営学博士号を保有。			

日付	2019年2月11日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Valor	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="https://www.valor.com.br/brasil/6112649/nomeacoes-para-presidencias-do-ibge-inpi-e-sesi-sao-oficializadas">https://www.valor.com.br/brasil/6112649/nomeacoes-para-presidencias-do-ibge-inpi-e-sesi-sao-oficializadas</a>			
タイトル	IBGE、INPI、Sesi それぞれの長官の任命が公示される			

日付	2019年2月12日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="http://www.inpi.gov.br/noticias/inpi-concede-registro-de-indicacao-geografica-para-tequila">http://www.inpi.gov.br/noticias/inpi-concede-registro-de-indicacao-geografica-para-tequila</a>			
タイトル	INPI、テキーラに地理的表示登録を付与			
要約	<p>ブラジル産業財産庁 (INPI) は 2月12日、メキシコのアオノリュウゼツランの蒸留酒に対し、原産地名称としての地理的表示の登録を認めた。この内容は、産業財産官報 (RPI) 第 2,510 号に掲載された。この地理的表示は、2008年8月1日に同国のテキーラ規制評議会から申請されたものであった。テキーラは、メキシコのハリスコ、グアナフアト、ミチョアカン、ナジャリ、タマウリパス州にまたがる地域の名称で、ここではアオノリュウゼツランもしくはリュウゼツランの青品種として知られる同地方特有の植物を原料としたアルコール飲料が生産されている。製造技術は 200 年以上にわたり受け継がれているが、消費に至るまでの多くの過程で、製品品質を確保するための最新の技術も取り入れられている。本件は、2019年に INPI が付与した地理的表示としては、カカオの生産で知られるパラ州トメアス市に続く 2 件目となった。</p>			

日付	2019年2月14日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト G1	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="https://g1.globo.com/sp/sao-paulo/noticia/2019/02/14/shopping-25-de-marco-e-vistoriado-em-operacao-contra-produtos-piratas.ghtml">https://g1.globo.com/sp/sao-paulo/noticia/2019/02/14/shopping-25-de-marco-e-vistoriado-em-operacao-contra-produtos-piratas.ghtml</a>			
タイトル	3月25日ショッピングセンターが海賊版対策の捜査後に閉鎖される			

日付	2019年2月17日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Consultor Jurídico	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="https://www.conjur.com.br/2019-fev-17/juliano-maranhao-uso-ia-judiciario-requer-planejamento">https://www.conjur.com.br/2019-fev-17/juliano-maranhao-uso-ia-judiciario-requer-planejamento</a>			
タイトル	司法における人工知能の活用には事前の検討が必要			

日付	2019年2月18日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Consultor Jurídico	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="https://www.conjur.com.br/2019-fev-18/investir-inovacao-brasil-nao-superara-problemas-economicos">https://www.conjur.com.br/2019-fev-18/investir-inovacao-brasil-nao-superara-problemas-economicos</a>			
タイトル	イノベーションに投資しない限り、ブラジルは経済問題を克服しないとの調査結果			

日付	2019年2月19日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト DCI	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="https://www.dci.com.br/impresso/20-da-populac-o-consome-pirataria-no-rj-1.781053">https://www.dci.com.br/impresso/20-da-populac-o-consome-pirataria-no-rj-1.781053</a>			
タイトル	リオデジャネイロ州の人口の20%が模倣品を消費している			

日付	2019年2月21日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="http://www.inpi.gov.br/noticias/inpi-disponibiliza-sistema-eletronico-de-indicacoes-geograficas-e-ig">http://www.inpi.gov.br/noticias/inpi-disponibiliza-sistema-eletronico-de-indicacoes-geograficas-e-ig</a>			
タイトル	INPI、地理的表示電子システム (e-IG) の運用を開始			
要約	<p>ブラジル産業財産庁 (INPI) は2月21日、2019年1月18日付 INPI 決議第233号で定められた地理的表示サービス用の電子システム e-IG の運用を開始した。今後は紙ベースでの申請は受け付けないことになる。このシステムの導入により、手続きの迅速化のみならず、申請者がインターネット経由でどこからでも出願することが可能になる。申請フォーマットや書類の記入に関する支援ツールもシステム上で提供される。システムを利用する際には、連邦政府納付票 (GRU) システムに登録されているのと同じログイン ID とパスワードを使用する。サービス利用を開始する際には、予め支払いの済んだ GRU 番号が必要となる。なお、この利用に際して電子認証トークンは不要である。</p>			

日付	2019年2月21日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="http://www.inpi.gov.br/noticias/inpi-esclarece-exigencia-sobre-acesso-ao-patrimonio-genetico-1">http://www.inpi.gov.br/noticias/inpi-esclarece-exigencia-sobre-acesso-ao-patrimonio-genetico-1</a>			
タイトル	INPI、遺伝子資源と配列リストへのアクセスに関する要件について解説			
要約	<p>産業財産官報 (RPI) 第2,511号に公示された新たな特許取扱コード 6.6.2 (要件—遺伝子資源へのアクセス) 及び 6.6.3 (要件—配列リスト) に関して寄せられた利用者からの質問に対して、INPI は次のように解説を加えている。これらのコードは、遺伝子資源管理評議会 (CGEN) によるアクセス登録・許可を得た遺伝子資源 (PG)、もしくは伝統的知識 (CTA) へのアクセスに基づいた出願特許について、その条件を規定する2015年付法令第13,123号第47条に対応するために設けられ</p>			

	<p>たものである。従前より INPI は、これらの出願特許に対して産業財産法第 34 条に基づく「その他要件」であるコード 6.6 を適用してきたが、これは国内の PG や CTA との関連性を特定して指し示すものではなかった。INPI は 2018 年、コード 6.6.1 を新たに設定し自動要求手順を導入したが、これもあくまで PG アクセス法に対処するためデータベース上で出願特許を整理することを目的として導入されたもので、継続的には用いられてはいなかった。今回新たに設けられたコード 6.6.2、6.6.3 は、それぞれ PG 及び生物学的配列リストへのアクセスに関する要件を置き換える目的で新設されたものである。このように特定の取扱コードを設けることによって、より正確な情報追跡が可能となる。またこれらのコードにおいては、コード 6.6.1 で行われていたような自動表示の仕組みは導入されない。</p>
--	---

日付	2019 年 2 月 21 日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="http://www.inpi.gov.br/noticias/inpi-orienta-usuarios-sobre-grus-que-ficaram-indisponiveis">http://www.inpi.gov.br/noticias/inpi-orienta-usuarios-sobre-grus-que-ficaram-indisponiveis</a>			
タイトル	INPI、利用不可能となった GRU に関しユーザ向けに説明			
要約	<p>ブラジル産業財産庁 (INPI) は、2018 年 8 月に技術上のトラブルで利用不可能となった連邦政府納付票 (GRU) の復旧を進めているが、この度 2 月上旬に 755 件の支払済・未払いの GRU の復旧が完了し、対象リストを公開した。このうち支払済の GRU については、各 GRU に基づく所定手続きが今後継続されるため、産業財産官報 (RPI) でその進捗状況を確認することができるようになる。一方で、未払いの GRU については継続しての利用はできなくなる。利用不可能となっていた GRU の復旧に際しては、昨年 11 月 13~30 日かけて産業財産官報 (RPI) に公示された措置を利用者が則ったことによって、今回の復旧分とは別に 2,467 件の GRU が復旧しており、これらは各手続きに設けられていた期限に関わらず翌 12 月に利用可能となっていた。一方で、11 月に復旧手順をとらなかった 642 件の支払済み GRU については、当時公示された手順による手続きが引き続き必要である。この場合、1) 復旧した GRU を新たな出願や申請手続きに利用するか、2) GRU の払戻しのどちらかを選択することができる。ただし当該 GRU が期限の設けられた何らかの手続きに関するもので、すでにその期限を経過している場合には、12 月 5~14 日に定められていた特例期間をすでに過ぎていることからその利用は不可能となる。</p>			

日付	2019 年 2 月 26 日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト G1	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="https://g1.globo.com/go/goias/noticia/2019/02/26/policia-doa-mais-de-36-mil-pecas-de-roupas-apreendidas-durante-acao-contra-pirataria-em-goias.ghtml">https://g1.globo.com/go/goias/noticia/2019/02/26/policia-doa-mais-de-36-mil-pecas-de-roupas-apreendidas-durante-acao-contra-pirataria-em-goias.ghtml</a>			
タイトル	ゴイアス州での模倣品対策活動にて押収された衣類 3,600 点を、警察が寄付へ			

日付	2019年2月28日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="http://www.inpi.gov.br/noticias/inpi-tera-alteracoes-no-expediente-nos-dias-1o-e-6-de-marco">http://www.inpi.gov.br/noticias/inpi-tera-alteracoes-no-expediente-nos-dias-1o-e-6-de-marco</a>			
タイトル	INPI の 3 月 1～6 日の間の営業時間の変更について			
要約	カーニバル期間中に混乱が想定されることに伴い、リオデジャネイロ市のブラジル産業財産庁 (INPI) 本部は 3 月 1 日 (金) 13 時で営業終了し、6 日いっぱいまで休業となる。地方支部はそれぞれ営業期間が異なり、ミナスジェライス、セルジッペ、ペルナンブッコ各州での営業時間の変更については別途サイト上での確認が必要となる。尚、3 月 1～6 日の間に期限を迎える各種手続きに関しては自動的に 3 月 7 日まで期限が延長される。この措置はブラジル全土で有効となる。			

日付	2019年2月28日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト G1	※公的機関による発表	YES	NO
リンク	<a href="https://g1.globo.com/carros/motos/noticia/2019/02/28/suzuki-katana-tem-patente-registrada-no-brasil.ghtml">https://g1.globo.com/carros/motos/noticia/2019/02/28/suzuki-katana-tem-patente-registrada-no-brasil.ghtml</a>			
タイトル	スズキ、ブラジルで「カタナ」の意匠を登録			

ブラジル知的財産ニュース（月報）はブラジルの知的財産に関する最新状況を日本の皆様にお伝えするため無料でお配りしています。なお、新聞社等の著作権に触れるおそれがありますので、公的機関以外の記事等の要約は掲載しておりません。予めご了承ください。

ご意見・ご質問・ご感想がございましたら、下記までご連絡下さい。

(独)日本貿易振興機構 JETRO サンパウロ事務所 知的財産権部

Alameda Santos, 771 Primeiro Andar, Jardim Paulista, CEP 01419-001, São Paulo -SP, BRASIL

TEL: +55-11-3141-0788, FAX: +55-11-3253-3351

E-MAIL: SAO\_ipr@jetro.go.jp

発行人：JETRO サンパウロ事務所 知的財産権部（特許庁委託事業）

免責事項：要約結果は出典原文の意図から相違が生じ得ます。JETRO はご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。本文を通じて皆様に提供した情報により不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いません。